

建保五年五月日付山門奏状校註稿

——付『三院衆議帳』『三院衆議集』『牒状類集』略解題——

森 新之介

緒言

浄土宗を立てた法然房源空（長承二年〔1133〕～建暦二年〔1212〕）が没してから五年後の建保五年（1217）、源空とその門流を敵視していた山門は五月日付「請_レ被_レ殊垂_三 天察_二禁_二刑_二法_二怨_二魔_二成_二覚_二空_二阿_二弥_二陀_二仏_二并_二其_二余_二党_二停_二止_一 彼等所_レ立_二宗_二子_二細_二状_一」（以下、「本状」と称す）を上奏した。本状は先行研究でさほど活用されていないが、源空死没直後におけるその門流と山門の動向を探るための重要史料だと言つてよい。

本状は大正四年（1915）の東京帝国大学編『大日本史料』第四編之十四（東京帝国大学文学部史料編纂掛）に収録されず、昭和三年（1928）の滋賀県編『滋賀県史』第五卷（滋賀県）に翻刻され、これが四十八年の竹内理三編『鎌倉遺文』古文書編第四卷（東京堂出版）に「延暦寺大衆解」（三三五）として転載された^{〔1〕}。また九年前の平成廿七年（2015）、平雅行担当編集委員『親鸞と吉水教団』（真宗史料刊行会編『大系真宗史料』文書記録編一、法蔵館）にも転載された。

ただし、『滋賀県史』とそれを転載した『鎌倉遺文』の翻刻は誤脱が多い。『親鸞と吉水教団』は『鎌倉遺文』を底本としつつその誤脱を京文本『三院衆議集』により校訂したが、遺漏妄改もある。そもそも、大系としての制約があったとは言え、校記のない校文だけでは研究に用い難い。

そこで本稿では、現存最古にして最善の本と考えられる小早川本『三院衆議帳』所載の本状を翻刻し、校註することとした。なお、諸本については付録において略解題する。

〔1〕『滋賀県史』は典拠を「牒状類聚」として本状と元徳三年（1331）七月日付「請_レ殊蒙_三 天裁_二因_二准_二先例_二依_二宮_二仕_二殺_二害_二公_二人_二刃_二傷_二科_二条_二被_二外_二近_二江_二国_二守_二護_二時_二信_二於_二不_二反_二遠_一流_二召_二賜_二下_二手_二人_二等_二於_二衆_二徒_二中_二子_二細_二状_一」の二通のみを転載し、『鎌倉遺文』もまた典拠を「牒状類聚」として同一通のみを転載しており、両書での二通の翻刻はほぼ完全に一致する。そのため『鎌倉遺文』は、京文本『牒状類集』やその東京大学史料編纂所蔵明治廿一年（1888）書写本（請求記号「二〇一五・二二八」）でなく、『滋賀県史』に依拠したのであろう。

凡例

- 一、正文は京都大学法学部図書室小早川文庫蔵『三院衆議帳』を底本とし、「叡本」こと叡山文庫真如蔵蔵『牒状類集』と「文本」こと京都大学文学部研究科図書館蔵『三院衆議集』で校勘した。なお、三本にある註記はそれぞれ本文と同筆。
- 一、字体は原則として通行のものに改めた。
- 一、底本に明らかな誤脱があつても、原則として改めず右傍に波線を施して脚註で存疑するのみとした。例外として、昌住『新撰字鏡』十二卷（昌泰年間〔898～901〕成立）の天治元年（1124）書写本（京都大学文学部国語国文学研究室編『新撰字鏡天治本』増訂版、臨川書店、1967）に見えない字などは改め、その右傍に直線を施し脚註で校記した。
- 一、底本に句読点はなく、私に施した。稿者は句点を頻用し、一文を短くすることを好む。ただし対句は句点で切らず、長くなるうとも一文とした。そのため、幾つもの読点で切られつつも句点で切られていない長い一文があれば、読者は対句でないかと疑うべきである。

校註

延曆寺大衆法師等誠惶誠恐謹言

請被殊垂 天察、禁刑仏法怨魔成覚⁽¹⁾阿弥陀仏并其余党、停止彼等

所立宗子細状

右、謹考⁽²⁾檢案内、漢明皇帝異域之賢王也、感金人於一夢、

欽明天皇吾国之聖主也、得銅像於百濟。遂而、仏日耀天下、白馬之教

徐昌、法水流海東、班鳩⁽³⁾之風久扇。自爾以來、守一人之詔勅焉、闢八

宗之本基矣、酬四依之誓願矣、弁諸教之淺深焉。詎以凡庸之性、得定

正教之宗。爰頃年以往、有一小子、名曰源空。屢課魯純之心、旁宣濟

度之詞。邪執堅結、誑誕甚喧。謗諸宗而号雜行、⁽⁴⁾建一宗而称專修。領⁽⁵⁾

徒宗而成群、誘緇素而有数。其謀聞于四明之上、其鬱遍于諸寺之間。

終議子細、早達 上聞之尅、紫泥⁽⁷⁾云降、丹地自休。即処源空於流刑、

加流類於大僻⁽⁸⁾。謗法之科、不待報於泉下矣、破僧之罪、滅身於世上

焉⁽⁹⁾。然今、有成覚空阿弥陀仏、又是源空之余党。久陶染邪風、永不恐

罪露。悪行超於祖承、凶謀希於古昔。彼等訛言曰、「時過正像、世及

澆季。顕密諸教、无驗于熏修、弥陀一教、纔堪于利物。或修定惠之業、

或護戒律之儀、皆是雜行、其功難成。已当經道滅尽之期、可謂余教隱

没之時。又欲生淨土者、宜造悪業也。恐而不造、還疑悲願⁽¹⁰⁾云。奸

言尤周広、妄誕難陳窮。略取其詮、大底在斯歟。今就經論之諸文、重

案像末之勝利。『観无量寿経』云、「当来之世經道滅尽、我以慈悲特留

此経、止住百歳⁽¹¹⁾云。『西方要決』引此文畢云、「如來說教潤益有時、

(1) 「成覚」、所謂成覚房幸西なり。案ずるに、山門寧くんぞ

仏法怨魔を称するに法諱を以てせずして房号を以てせん

や。舜昌『四十八卷伝』云く、比叡山西塔南谷に鐘下房少

輔なるもの有り、生年卅六にして源空を師とし成覚房幸西

と号すと。疑ふらくは、此の人の初名は鐘下房成覚にして、

成覚房幸西はこれ後名か。考ふべし。

(2) 「考」、底本此くの如く、叡本本文之れ無し。案ずるに、

衍か。

(3) 「班鳩」、諸本此くの如し。案ずるに、当に「斑鳩」に作

るべし。

(4) 「雜行」、底本本文此くの如く、叡本「難行」に作る。案

ずるに、「難行」是なり。

(5) 「領」、諸本此くの如し。『新撰字鏡』云く、「領」は治む

るなりと。案ずるに、意通ぜざるが如し。疑ふらくは「鍾」

の誤か。同書云く、「鍾」は聚むるなりと。

(6) 「徒宗」、底本本文此くの如く、叡本「徒衆」に作る。案

ずるに、「徒衆」是か。

(7) 「云」、底本本文右傍に「コ、ニ」と小書す。案ずるに、

句中の助辞なり。

(8) 「大僻」、諸本此くの如し。案ずるに、当に「大僻」に作

るべし。死刑を謂ふなり。

(9) 「滅身於世上焉」、諸本此くの如し。案ずるに、文対せず。

「滅」上に一字を脱せるか。

(10) 「余教」、底本本文此くの如く、叡本「余経」に作る。案

ずるに、「余経」是なり。

(11) 『西方要決』云く、「如來說教潤益有時、末法万年余経悉

末法万年余教悉滅⁽¹⁰⁾、弥陀一教利物偏増。時經末法滿一万年、一切諸經並從滅沒。釈迦恩重留教百年、爾時修習上生妙土⁽¹¹⁾云。『決』云、「時・末法滿一万年」⁽¹²⁾。當知余經悉滅之期、指於末法万年之後。是以『善見律』云、「如來入滅之後、五千年之間、行而得四聖果、五百年外⁽¹³⁾、學而不得聖果。万歳之後、經書滅沒⁽¹⁴⁾」云。經律之誠文、大概已不異、佛法之止住、兩說尤可同。『法華』云「於末法中」、『仁王』明「八千年中」。唯但顧信心之厚薄、不可疑時分之前後。鶴林月隱、遙雖隔二千余年之星霜、鷲峰風伝、豈不弘後五百歳之塵垢。況於如來出世、聊有衆典不同。若以衆星降周池之祥、正為滿月生西天之瑞者⁽¹⁵⁾、尚在像法之終、未入末法之初。既有昭王莊王之兩說、難成像法末法之一途。彼等、不知大教流行之時節、猥謗諸宗隨縁之善根。物情因之生懈怠、聖教為之招陵廢。妨一乘之化縁、奪衆生之宿福、惣是諸宗之魔障、別又吾山之讐敵也。定患者、破惑賊之鋒楯、戒律者、渡愛河之船筏。謗而生凶孽⁽¹⁸⁾、方可墮泥梨。破齋戒於眼前、結楚毒於夢後。有識之輩悲愍銘肝。加之、依善惡之修因、受苦樂之果報、是則大小乘之常談、豈非權實教之所說哉。恣其志於罪惡、求其生於安養、如北轅而適楚、似被瓮而望漢。以善雜念⁽¹⁹⁾也、若不遂往生之素懷者、以惡雜称名也、寧又期來迎之玄応乎。衆惡猶待懺悔之風、万善何隔慈悲之海。制善聽惡、忤理失旨。『觀无量壽經』說九品之業中、自上之上品至中之下品、盛拳諸善、兼禁衆惡、於下品之三輩、不嫌五逆、无簡十惡。彼等邪執、起自此說歟。而今文者、或依深厚之宿善、自滅極重之罪障、或明甚深之觀惠、更非愚賤之所能。彼等不知機縁之淺深、偏致惡業之勸進。實是愚夫守株、痴

滅、弥陀一教利物偏増、大聖特留百歳。時經末法滿一万年、一切諸經並從滅沒。釈迦恩重留教百年、爾時修習上生妙土と。

(12) 「時末法滿一万年」、諸本此くの如し。案ずるに、「時」下に「經」を脱せり。

(13) 「五百年外」、諸本此くの如し。案ずるに、意通ぜず、文对せず。「百」は當に「千」に作るべし。又た、「年」下に當に「之」を補ふべし。

(14) 『善見律毘婆沙』云く、「於五千歳、得道。後五千年、學而不得道。万歳後、經書文字滅尽」と。

(15) 「周池」、諸本此くの如し。案ずるに、意通ぜず。當に「周地」に作るべし。姫周の疆地を謂ふなり。

(16) 『魏書』釈老志、費長房『歷代三寶紀』の説なり。『春秋』莊公七年の星隕を以て釈迦降誕の瑞祥と為す。

(17) 「讐」、底本文本「讎」に作り、叡本「讎」の下に「言」を加筆す。案ずるに、「讎」は「讐」の略体なり。今正体に改む。

(18) 「凶孽」、諸本「凶孽」に作る。案ずるに、「孽」は字書に見えず、「孽」の異体「孽」は「孽」に似たり。故に改む。

(19) 「雜」、底本文本此くの如く、叡本小圈点を施して右傍に「二字朽損」と小書し上欄に「雜歟」と小書す。

(20) 「痴狗逐壤」、狂狗逐塊なり。

(21) 「敢」上、底本「取」字有り、字中に「、」点を施し左傍に「ヒ」を小書して見せ消ちす。

(22) 「衆言」、底本文本此くの如く、叡本「衆善」に作る。案ずるに、「衆善」是か。藤長兼『三長記』元久三年二月卅日条所引宣旨云く、沙門遵西余教を毀破し衆善を遏妨すと。「言」「善」兩字の草体相似たり。

(23) 「緘石而為珍」、宋愚燕石なり。

(24) 「湖」、諸本此くの如く、右傍に底本叡本「ウシホヲ」と

狗逐壤之謂也。又『双觀經』中、雖說「一向專念无量寿仏」、又宣「修諸功德願生彼国」。豈守一隅、敢捨衆言哉。頻吐謗人謗法之言、以為上品上生之業、宛如緘石而為珍、亦似飲湖而厭渴。因茲、赴其化者、先誹諸教、入彼室者、必蔑衆人。多年受持之經卷、捨而无再取、一生奉仕之尊像、忌而不復拜。口出哀音、永背理世之風化矣、身行暴虐、殆成治国之蠹害焉。徒為貪朝露夕陽之身命、專狂乱子城辺土之耳目。非畜積門之怨敵、兼為国家之窃盜者歟。抑彼成覺、煽邪見之風流、換正教之露点。奇怪之至、何事如之。仏法東漸之後、数百箇歳之間、不改翻訳之真文、以為弘通之勝本。其来尚矣、誰加添削。就中彼『小阿弥陀經』者、慈覺大師、振麟角之才、親訪清凉山之遺跡、操象牙之曲、面伝安養国之余音。鎮修常行三昧之勝業、遥萌往生九品之良因。重修及数百箇歳、遵行周六十余州。声音久伝于今、文字无改于昔。培塿不戴松、絹露无浮船。争促蚊起之情、恣凌龍象之跡。何況、上自一人下覃庶官、遠列白衣之弟子、各凝丹棘之心神。今改大師諷誦之經者、豈非末学弘通之歎哉。早召賜其印板、可糺定彼文字。緇素若用改定本者、臣主必糺糺繆之甚矣。念仏則万行衆善之根本、弥陀是四種三昧之所依。称名礼讚、誰生誹謗、恭敬供養、可尽信心。依惡凶類之妄誕、頗致禅侶之詬詆。於戲、習俗之為常也、濫吹漸盈于夷夏、邪法之易染也、愚蒙永迷於津梁。雲客月卿、屢信其偽説、農夫田人、多伴彼濫行。弥及末代之流者、定累後昆之過歟。此時若不禁者、将来可恤也。然則早被処張本於大僻、加余党於進過、停止所立之宗、禁遏非法之行者、拳国守末、每人勤本、皇遵永延、仏法繁昌、

小書す。案ずるに、当に「潮」に作るべし。言ふところは、潤ひを欲して海水を飲み、而して益ます渴ぐが如し。

(25) 「風流」、諸本此くの如し。案ずるに、意通ぜず。当に「門流」に作るべし。

(26) 「箇」、底本文本「ケ」に作り、叡本文「箇」に作る。案ずるに、「ケ」は「箇」の略体なり。今正体に改む。

(27) 「涼」、底本「涼」に作り、叡本文「涼」に作り、文本「涼」に作り右傍に「涼カ」と朱筆小書す。案ずるに、「涼」は字書に見えず、当に「涼」に作るべし。故に改む。

(28) 「業」、底本叡本文「業」に作り右傍に「縁」と小書し、文本「縁」に作る。

(29) 「絹」、底本文此くの如くにして右傍に「涓歟」と小書し、叡本文「絹」に作り、文本「涓」に作る。案ずるに、「涓」は字書に見えず、当に「浮」に作るべし。故に改む。

(30) 「浮」、底本「浮」に作り、叡本文「浮」に作る。案ずるに、「浮」は字書に見えず、当に「浮」に作るべし。故に改む。

(31) 「起」、諸本此くの如く、文本右傍に「蛇歟」と小書す。案ずるに、当に「蛇」に作るべし。

(32) 「頗」、諸本此くの如し。案ずるに、意通ぜざるが如し。疑ふらくは「頗」の誤か。是れより前に山門仙洞に訴へて聴されざりしこと、藤定家『明月記』同年三月廿九日条に見ゆ。

(33) 「詬詆」、諸本此くの如し。案ずるに、当に「訴訟」に作るべし。中世「訴訟」を寫するに両字の異体「詬詆」を以てし、而して誤写し「詬詆」と為すこと有り。

(34) 「可」上、底本文本此くの如く、叡本文「方」有り。案ずるに、当に「方」を補ふべし。

(35) 「恤」、諸本「恤」に作り、右傍に底本叡本文「メクム」と小書し文本「スクム」と小書す。案ずるに、「恤」は字書

鳳池浪清、月浮千秋之景、
恐謹言。

建保五年五月日

仙洞風静、松呼万歳之声。衆徒等誠惶誠

に見えず、今「面」は「面」の異体なるを以て改むること
此くの如し。『新撰字鏡』云く、「恠」は訓じて不介留、又
た女古牟と為すと。不介留は耽るなり、女古牟は恵むなり。
知るべし、恠は恠に通じ又た恠に通ずるを。言ふところは、
若し今偽説濫行を禁ぜざれば、恐らくは後昆之れに耽恠せ
んと。然れども、後人誤りて恠の意を以て恵恠と為し「メ
クム」と付訓せり。

(36) 「大僻」、前に同じ。

(37) 「皇遵」、諸本此くの如し。案ずるに、意通ぜざるが如し。
疑ふらくは「皇運」の誤か。

『三院衆議帳』『三院衆議集』『牒状類集』略解題

本稿で校註に用いた京都大学法学部図書室小早川文庫蔵『三院衆議帳』（請求記号「三一九・六・Sa」、登録番号「八二四九二八」）以下、「小早川本『三院衆議帳』」と称す）と京都大学文学研究科図書館蔵『三院衆議集』（請求記号「国史・そ七・六」）以下、「京文本『三院衆議集』」と称す）、叡山文庫真如蔵蔵『牒状類集』（請求番号「真如蔵書内典三九・一・一六六二」）以下、「叡真本『牒状類集』」と称す）は、昭和四十（一九六五）、四十二年刊行の『国書総目録』第三、第五卷（岩波書店）に著録されているものの、学界では殆ど知られていない。また、三書所載の文書の多くは未だ翻刻されていないようである。そのため付録として、三書三本やその所載文書の大略を紹介する。

小早川本『三院衆議帳』¹（内題なし、書名は外題打ち付け書きによる）は装釘四針眼線装、員数一卷一冊、紙数四十八丁（表表紙あり裏表紙なし、丁付あり〔除く第四十二、第四十八丁〕、奥書や識語なしで、次の文書廿六通を載せている〔本状はその第三〕。なお、同本では各文書〔除く第廿六通〕の冒頭に朱筆で△印が、京文本『三院衆議集』では朱筆で○印または●印がそれぞれ施されている。

1 元亨二年（1322）壬申五月十三日、政所衆会議曰（二〇〇ウ）

2 元亨三年（1323）十一月日、延曆寺三千大衆法師等誠惶誠恐謹言「請特蒙 天裁因准先例被遂当年祭礼子細状」（二〇〇ウ四オ）

3 建保五年（1217）五月日、延曆寺大衆法師等誠惶誠恐謹言「請被殊垂 天察禁刑仏法怨魔成覺空阿弥陀仏并其余党停止彼等所立宗子細状」（四ウ〇九ウ）

4 元徳三年（1331）七月日、延曆寺三千大衆法師等誠惶誠恐謹言「請殊蒙 天裁因准先例依宮仕殺害公人刃傷科条被処近江国守護時信於不反遠流召賜下于人等於衆徒中子細状」（二〇〇ウ三ウ）

5 元徳三年（1331）六月日、自多武峰寺牒状、妙榮寺牒延曆寺衙「欲特被決僉議為当寺被加推勲力興福寺衆徒結臯惡狼籍意趣致当寺滅亡不叶理致无謂子細事」（二四〇ウ）

6 元徳三年（1331）七月日、返牒、無動寺牒多武峰衙「来牒一紙」（二五オ〇六オ）

7 元徳三年（1331）八月日、又自多武峰寺遣之事書、多武峰寺衆徒等集会議曰「被相触山門院々谷々可有嚴密之由可触申无動寺事」（二六オ〇七オ）

8 元徳三年（1331）六月廿八日、楞嚴院解脫谷衆議云（二七ウ〇八オ）
※叡真本『牒状類集』は三年でなく「二年」に作る

9 元徳二年（1320）十月々、政所三塔集会議曰「重可被相触寺家事」（二八ウ〇二〇オ）

10 元亨元年（1321）四月々、政所三塔集会議曰「重可被相触寺家事」（二〇ウ〇二オ）

11 日付事書などなし（二一ウ〇二オ）
※書き出し「右、先聖尼父之教魯堂也、三千之弟子同孝道、太宗皇帝之治唐室也、十八儒士開政途」

12 右今月々日、衆議曰（二二ウ〇三ウ）
※書き出し「当山者顕密滂流之冲源、龍象群居之奥窟也」

13 日付事書などなし（二三ウ〇五オ）
※書き出し「右、幼而入學焉、姫公之礼訓溢縹囊、人能弘道焉、仲尼之格言盈緇快」²

14 元徳二年（1330）三月日、「大講堂供養之」（二五ウ〇七オ）

15 元弘元年（1331）八月廿二日、教覚申「欲為礼拜講結衆御衆議神輿動坐張本可有礼明御沙汰由急速被経御 奏聞状」（二七ウ〇九ウ）

16 天文五年（1536）六月朔日、大講堂三院集会議曰「可早為山務沙汰被猷覽 天聰事」（三〇オ〇一ウ）
（以上十五通、叡真本『牒状類集』と重複）

17 天文五年（1536）六月朔日、大講堂三院集会議曰「可早被為山門奉行沙汰達 公聞事」（三二オ〇三ウ）

18 天文五年（1536）六月朔日、延曆寺大講堂三院集会議曰「可早被為山門雜掌沙汰啓達教主護国寺事」（三三ウ〇五オ）

19 天文五年（1536）六月、三院集会議曰「可早被達 公武之尊聞遍相触諸宗事」（三五ウ〇七オ）

20 天文五年（1536）六月朔日、延大三院集会議曰「早可被為山門雜掌

沙汰啓達園城寺事」(三七〇〜八ウ)

21 文亀元年(1501)十一月、園城寺食堂若輩集會議曰「早可被啓達延

曆寺事」(三八ウ〜九ウ)

22 文亀元年(1501)十一月日、延曆寺大講堂集會議曰「早可被報園城寺事」(三九ウ〜四〇オ)

23 天文八(1539)六月二日、於金宝寺三院集會議曰(四〇ウ〜二ウ)

24 山木等相論鉾楯停止三塔連署、文安貳年(1445)六月廿五日、大講

堂三塔集會議曰「可早院々谷々融邪執人々箇々住興隆加連署於事書之左弁至要於題目之右事」(四二ウ〜五オ)

25 天文九(1540)八月廿三日、三院衆議曰「可早被備息当分之諍論統

而為後規向後惣別大小事之龜鏡事」(四五ウ〜七ウ)

(以上廿五通、京文本『三院衆議集』と重複)

26 文和二年(1353)四月十四日、政所集會議曰「早為寺家沙汰可被申

入貫首事」(四八オ〜ウ)

同本は奥書がないものの、江戸前中期かそれ以前の写本であろう。叡山文庫無動寺藏の文政七年(1824)豪実令写本『三院衆議帳』(請求番号「無動寺藏書内典三五・一一・一〇三五」)は、豪実書写奥書によれば「堀井何内所持之古写本」を写させたものだという。豪実令写本の親本である古写本とは、小早川本『三院衆議帳』でなかるうか。

京文本『三院衆議集』(内題なし、書名は外題と内表紙題「親本外題か」による)は装釘四針眼線装、員数一卷一冊、紙数卅八丁(含む内表紙一丁、丁付なし)で、小早川本『三院衆議帳』所載文書の前廿五通を収載している。内表紙と奥書は次の如し。

内表紙「^(朱筆)八十八

三院衆議集

首楞嚴院記

奥書「右一冊以鶏頭院嚴覺閣梨本令書写之訖

元禄二年己巳仲春穀日

鶏足院法印覺深藏」

「享保十九甲寅歲 定光院朗賢附之記室」⁽²⁾

「右叡山首楞嚴院所藏

大正九年七月謄写」

奥書によれば、京文本『三院衆議集』は叡山首楞嚴院藏本を大正九年(1920)に書写したものである。なお、同年は叡山文庫の設立前であるため、同文庫には当時の記録がないという。

そして、叡真本『牒状類集』⁽³⁾(内題なし、書名は外題による)は装釘四針眼線装、員数一卷一冊、紙数廿七丁(含む遊び紙二丁、丁付なし)で、右両書所載文書の前十五通を収載している。

表表紙「第九番

牒状類集 ^{元亨二年衆} 全一(打ち付け書き)

同本は奥書がないものの、江戸中後期の写本であろう。

これら三書には明らかな書承関係があり、恐らく『牒状類集』を増補したものが『三院衆議集』であり、『三院衆議集』を増補したものが『三院衆議帳』であろう。『牒状類集』にある文書十五通がすべて鎌倉時代のものであり、『三院衆議集』でその後ろにある文書十通がすべて百年以上後の室町時代のものであり、そして『三院衆議帳』でその後ろにある文書一通が鎌倉時代より後で室町時代より前の南北朝時代のものである、という所載文書の時期と配列からそう推定できる。小早川本『三院衆議帳』で第廿六通の冒頭にのみ朱筆の△印が施されておらず、しかも同本の小口書きに『三院衆議集』とあるため、文書一通の増補により同本の外題が『三院衆議集』から『三院衆議帳』に改められたのであろう。⁽⁴⁾

ただし、『牒状類集』と『三院衆議集』、『三院衆議帳』の三書について言えば第三者が最も新しいと考えられるもの、叡真本『牒状類集』と京文本『三院衆議集』、小早川本『三院衆議帳』の三本について言えば第三者が最も古いと考えられる。前述の如く小早川本『三院衆議帳』は書写奥書がないものの、料紙や書体、付訓などの比較から、大正九年書写本である京文本『三院衆議集』だけでなく江戸中後期書写本らしき叡真本『牒状類集』よりも古いことは疑いない。また正文が最も良質であったことも、小早川本『三院衆議帳』を本稿の校註で底本とした理由である。

- (1) 小早川本『三院衆議帳』は『小早川文庫目録』（京都大学法学部、1978、七七頁）にも著録されており、今年度中に全画像が京都大学貴重資料デジタルアーカイブ (<https://mda.kulib.kyoto-u.ac.jp>) で公開される予定だという。なお、小早川文庫は京都帝国大学法学部教授であった小早川欣吾の遺蔵書群である。
- (2) 定光院朗賢『記家書籍目録』（叡山文庫蔵、請求番号「別当代文書目録一〇」）に、『三院衆議集』一卷（八ウ）が「定光院朗賢記集」九十七卷（一一ウ）の一つとして著録されている。
- (3) 叡真本『牒状類集』は渋谷亮泰『昭和現存天台書籍綜合目録』下巻（明文社、1943、一二〇六頁）にも著録されている。なお、大正十四年（1925）に『滋賀県史』編纂のため書写された同書の写本『牒状類集抄』が滋賀県立図書館に現蔵されており（請求記号「一・二一〇〇・二九」）、同館近江デジタル歴史街道で画像公開されている (<https://da.shiga-pref.library.jp/item/detail/?id=1002192>)。
- (4) 小早川本『三院衆議帳』の本文料紙には綴糸の通っていない綴孔が幾つかあるものの、『三院衆議帳』と打ち付け書きされた表表紙にはそれがなかったため、表表紙は改装されたものと知られる。表表紙も本文料紙と同じくらい古めかしく、またその打ち付け書きも本文と同筆らしいため、書写者本人が増補改装したのであろう。

付記 本稿は、科学研究費助成事業（基盤研究C、課題番号「二三K〇〇一一四」）による成果の一部である。